

年金あれこれ

社会保険庁からのお知らせ

『ねんきん特別便』年金記録の確認にご協力ください。

ご回答はお済ですか？社会保険庁では、昨年12月から今年3月までに年金記録にもれがある可能性が高い方に青色の封筒で「ねんきん特別便」が発送されています。

また、本年4月から10月までに、その他すべての方に緑色の封筒で「ねんきん特別便」を発送し、年金の記録を確認していただいております。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）

送付時期及び対象者 4月から5月年金受給者の方・6月から10月加入者の方

大事な年金記録です。「ねんきん特別便」が届きましたら、必ず内容をご確認のうえご回答くださいませうお願いいたします。

ご質問・お問い合わせは「ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555」

旭川社会保険事務所又は役場住民課戸籍年金係まで、お問い合わせください。

付加保険料を納付しませんか。

付加年金とは 平成20年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料（平成20年度は14,410円）のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は定額 付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者の方は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

付加年金額 付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は年200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

※付加保険料の納付手続きについて、役場戸籍年金係または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

旭川社会保険事務所から『テレマーケティング』についてのお知らせ

国民年金保険料納付のご案内をしています！！

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても受けられなくなる場合があります。

被保険者の皆様の年金権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料の納付が確認できない場合に社会保険事務所の職員または社会保険事務局が委託を行った者から、「お電話」より納付のご案内を行っております。委託を受けた者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられており、必要な情報以外は閲覧できないこととなっております。

なお、平成20年度においては『株式会社 トライアイ』がお電話による納付のご案内を行っております。

※みなさまのプライバシー保護には万全の体制をとっております。

また、夜間・休日にもお電話をおかけしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料の納付を忘れずに・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

子どもの言うことを何でも聞くことが親のやさしさとは限らない。

安易にモノを買い与え過ぎると、子どもは欲しいモノを手に入れるために努力したり、我慢したり、工夫したりすることができなくなります。そして、やたらとモノを欲しがり、自分の気持ちを抑えられなくなってしまいます。

ブランド品や携帯電話など、友達も持っているからなどといった理由で安易に買い与えないようにしましょう。欲しいと言ったら、なぜそれが必要なのか親子でよく話し合ってください。

子どものためを思うなら、お金より、心や愛情を使い、親子の関係を深めましょう。

（子どもに我慢を覚えさせる 文部科学省 家庭教育手帳小学生（高学年～中学生）編 抜粋）